

下水道の供用区域を拡大します

3月31日(月)から、青山地区の下水道の供用区域を左図のとおり拡大します。区域内でくみ取り便所のあるご家庭は3年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに排水設備を設置して、下水道への接続をお願いします。

▼排水設備工事について

宅地内の排水設備工事は、必要な技術を習得している町指定の工事に依頼してください。工事費用は個人でご負担いただきます。

▼下水接続のための助成制度

排水設備工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合

▼下水道使用料

併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

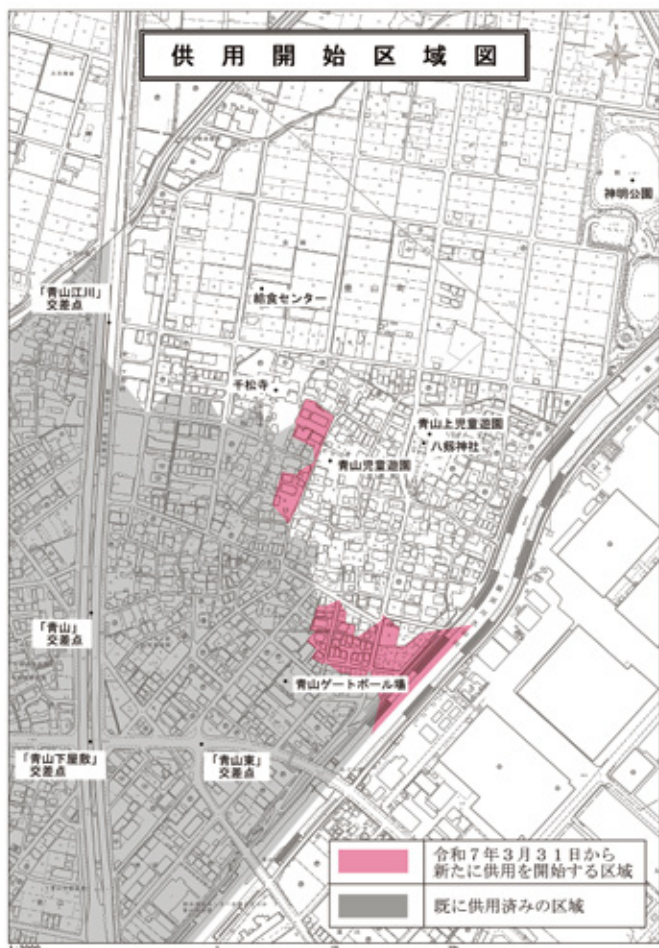
下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問合せください。

▼下水道使用料の支払い方法

使用料は水道料金と一緒に2か月ごとに口座振替などにより納めていただきます。

▼問合せ

建設課下水道グループ
28・0940



排水設備指定工事店 工事店名・住所変更

左記の排水設備指定工事店の届出がありましたのでお知らせします。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことはできませんのでご注意ください。

▼工事店名変更

株式会社名西ライフライン
(旧社名 株式会社名西ライフライン北名古屋支店)

▼住所変更

稲沢市日下部中町四丁目83番地
(旧住所 北名古屋市野崎乾出27番地2)

▼問合せ

建設課下水道グループ
28・0940

尾張東部火葬場火葬料金の 申請者範囲の変更

令和7年度から火葬料金の組合内(春日井市、小牧市、豊山町に住所がある人)料金を適用する申請者の範囲を親族から1親等内に変更します。

詳細は尾張東部聖苑ホームページをご確認ください。



▼問合せ

尾張東部火葬場管理組合事務局
83・5001

住宅用火災警報器の設置状況調査と取付支援のご案内

西春日井広域事務組合消防本部では、豊山町内の住宅用火災警報器の設置状況を把握し、今後の普及啓発や既に住宅用火災警報器を設置している世帯に適切な維持管理の広報を行うため、4月1日(火)～令和8年3月31日(火)の間に無作為抽出して住宅防火訪問を実施します。

訪問の際は消防職員が消防手帳を提示し、身分証明を明らかにしてから行いますので、御協力をお願いします。

また、住宅用火災警報器の取り付けが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、消防職員が直接住民の皆さまのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

▼支援内容

申込者が保有する住宅用火災警報器の取付けや取替えを消防職員が行います。

※住宅用火災警報器及び取付けに必要なネジ等はご自身でご用意ください。

▼対象世帯

①65歳以上の方のみの世帯
②その他取付け支援が必要であると消防長が認める世帯

▼受付・取付時間

平日午前9時～午後4時

▼申込み・問合せ

西春日井広域事務組合消防本部予防課
22・4924